

株 主 各 位

証券コード 7612

平成30年6月8日

東京都港区東麻布三丁目3番1号

株 式 会 社 N u t s

代表取締役社長 森 田 浩 章

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

47頁から48頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご送信ください。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 3階 百合
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第41期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類の内容、並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役2名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使いただく際の取り扱いについては、次のとおりとさせていただきます。

① インターネットにより、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

② 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社へご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.too-nuts.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

〔 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで 〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 業 績 の 概 況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の拡大や政府・日銀の各種政策により企業業績が堅調に推移するなか、雇用・所得環境の改善が個人消費まで波及し、緩やかな回復基調となりました。

しかしながら、当社グループが主な事業領域といたしますアミューズメント業界におきましては、平成26年4月の消費税アップによる消費意欲の低下や新作不振、オンラインゲームの拡張といった要因から、当連結会計年度においても大きな改善がみられませんでした。

このような状況のなかで当社は、平成23年3月期決算より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、第41期(当連結会計年度)についても、厳しい経営を余儀なくされました。

当社グループは、当該状況の早期打破に向けて「全員の力で黒字化」を合言葉に、「新規事業の早期実現と既存事業の強化・拡大」「経営方針の明確化と経営資源の最適化」の2つの柱となる施策に継続して注力してまいりました。

しかしながら、市場の縮小を上回る施策の実行には至らず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消する事はできませんでした。

結果として、当連結会計年度の業績は、売上高については147百万円となり、営業損失795百万円、経常損失819百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,007百万円を計上いたしました。

(※当社グループは、前連結会計年度が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を前連結会計年度末日としていることから、前連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。そのため、損益に関する記載につきましては、個別計算書類に係る数値を記載していたため、当連結会計年度との比較は記載しておりません。)

このような業績から期末配当につきましては、引き続き無配とさせていただきます。何卒、株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申しあげますとともに、何卒、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

各事業部門別の概況は、次のとおりであります。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業につきましては、版權仲介ビジネスの一環である映像コンテンツの撮影及び制作等の周辺事業を中心に営業活動を行ってまいりました。

前年同期に比べて、制作等の周辺業務の受注が大幅に減少し、売上高は35百万円、セグメント損失は168百万円となりました。

(アミューズメント事業)

アミューズメント事業につきましては、アミューズメント施設用メダルゲーム機への転用関連事業を中心に営業活動を行ってまいりました。

前年同期に比べてアミューズメント施設用メダルゲーム機への転用関連事業に関する受注が減少いたしました結果、売上高は111百万円、セグメント損失は3百万円となりました。

(医療関連事業)

医療関連事業におきましては、医療関連事業における新規事業及び関係会社に係る業務を行った結果、売上高は一百万円、セグメント損失は87百万円となりました。

(アライアンス事業)

アライアンス事業におきましては、国内外企業を対象とした、業務提携及び事業推進を行う業務を行っております。現状では、越境ECサービスの提供を推進した結果、売上高は一百万円、セグメント損失は6百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位：千円)

| 期 別<br>部 門          | 第41期(当連結会計年度)<br>〔平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで〕 |        |
|---------------------|------------------------------------------------|--------|
|                     | 金 額                                            | 構 成 比  |
| コ ン テ ン ツ 事 業       | 35,575                                         | 24.20% |
| ア ミ ュ ー ズ メ ン ト 事 業 | 111,431                                        | 75.80  |
| 医 療 関 連 事 業         | —                                              | —      |
| ア ラ イ ア ン ス 事 業     | —                                              | —      |
| 合 計                 | 147,007                                        | 100.00 |

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、平成30年1月9日払込期日の株式会社Nuts第1回無担保普通社債の発行により、1,600,000千円の資金調達を行うとともに、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、857,500千円（内800,000千円は社債償還に充当）の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、平成29年11月1日付で株式会社ヴィデビムスを設立し、連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                              | 第 38 期<br>(平成27年3月期) | 第 39 期<br>(平成28年3月期) | 第 40 期<br>(平成29年3月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                            | —                    | —                    | —                    | 147,007                           |
| 経常利益又は経常損失(△)                    | —                    | —                    | —                    | △819,201                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)        | —                    | —                    | —                    | △1,007,150                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | —                    | —                    | —                    | △16円55銭                           |
| 総 資 産                            | —                    | —                    | 3,227,613            | 2,291,651                         |
| 純 資 産                            | —                    | —                    | 1,281,950            | 1,150,400                         |
| 1株当たり純資産額(円)                     | —                    | —                    | 21円10銭               | 16円76銭                            |

(注) 1. 第40期が連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、第40期においては貸借対照表のみ連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

2. 第41期(当連結会計年度)の状況につきましては「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

5. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                              | 第 38 期<br>(平成27年3月期) | 第 39 期<br>(平成28年3月期) | 第 40 期<br>(平成29年3月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年3月期) |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                            | 876,720              | 205,069              | 892,568              | 146,332                         |
| 経常利益又は経常損失(△)                    | 5,887                | △52,607              | △58,022              | △826,055                        |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                  | 4,319                | △53,821              | △61,946              | △1,007,306                      |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | 0円11銭                | △1円41銭               | △1円22銭               | △16円56銭                         |
| 総 資 産                            | 184,868              | 139,175              | 3,210,262            | 2,281,829                       |
| 純 資 産                            | 67,587               | 13,756               | 1,281,950            | 1,145,611                       |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 1円77銭                | 0円36銭                | 21円10銭               | 16円76銭                          |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。  
3. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親 会 社 の 状 況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金      | 出資比率 | 主要な事業             |
|--------------|----------|------|-------------------|
| 株式会社JBプランニング | 1,000千円  | 100% | コンテンツ事業           |
| 株式会社ヴィデビムス   | 10,000千円 | 52%  | 医療関連事業のコンサルティング事業 |

### ③ 連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましましては、政府・日銀による各種政策の効果等により、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性などが懸念され、先行きについては不透明な状況が続くものと予想されます。

そのような状況の中、当社グループの主力事業であるメダルゲーム機、クレンゲーム機など機械娯楽の分野は、貸しメダルの単価の下落や消費税アップの影響によるお客様の来店頻度の減少などから厳しい経営環境が継続しております。

当社グループといたしましては、時流の動きを見逃すことなく、医療関連事業を中心とした新規事業の立ち上げにも鋭意努力していくとともに、既存事業についてはソーシャルネットワークゲームでは決して体験できない臨場感を活かし、お客様により魅力的な娯楽の提供ができるという部分に活路を見出していく所存でございます。

このような現状を踏まえうえて当社は、平成23年3月期決算より生じている継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況を解消すべく「全員の力で黒字化」を合言葉に引き続き以下の課題に対処してまいります。

##### 1. 新規事業の早期実現と既存事業の強化・拡大

安定的な収益を継続的に確保できる体制を構築すべく、既存事業の強化・拡大を図ってまいりましたが、現在の当社の状況を打開するためには、既存事業に加えて新規事業の早期実現が必要であると認識しております。

既存事業の強化・拡大に加えて、外部経営環境の変化に柔軟性をもって対応し、実効性の高い新規事業の組成・事業化に尽力してまいります。

また、新規事業の実現を前提とした管理体制の強化を達成する諸施策を考案し実施してまいります。

##### 2. 経営方針の明確化と経営資源の最適化

当社グループの会議体である経営会議、取締役会を継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況の解消に向けての施策・試案・進捗状況の確認等の横断的な議論・判断の場とすべく運営しております。

このような会議体において採算性を重視した経営方針による経営効率化を推進中であり、経営陣と従業員が目的意識の共有化を図るとともに経営の客観性及び透明性の向上を図ってまいります。

今後も当社は上記諸施策を実践することで早期に業績の回復を図ることに集中し全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、「コンテンツ事業」「アミューズメント事業」「医療関連事業」「アライアンス事業」を主要な事業内容としております。

「コンテンツ事業」は、パチンコ・パチスロ遊技機における、タレント・アーティスト・アニメなどを使ったキャラクタービジネスの一環として様々な商品の企画・製造・販売及び著作権管理や契約仲介業務及びアミューズメント複合施設等の活用に関するコンサルティング業務等を行っております。

「アミューズメント事業」は、パチンコ・パチスロ遊技機をアミューズメント施設用のメダルゲーム機に転用する業務等を行っております。

「医療関連事業」は、医療関連事業における新規事業及び関係会社に係る業務を行っております。具体的には、最先端医療機関における国際ライセンスの取得・導入・運営、最先端医療病院・クリニック・介護施設などの全コンサルティング、最先端医療技術・機器・器具・医薬品に関するコンサルティング、会員向け医療サービス事業に関する企画開発及び会員権の販売斡旋、予防医療及び健康診断に関する受入ツアーの企画開発・提携斡旋、IT及びIoTを活用した医療データベース及び顧客データのコンサルティング等の業務を行う予定です。

「アライアンス事業」は、国内外企業を対象とした、業務提携及び事業推進を行う業務を行っております。現状では、越境ECサービスの提供を推進しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本 社 東京都港区東麻布三丁目3番1号 アイザック東麻布4階

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

| 使用人数  | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|-------------|-------|--------|
| 7（0）名 | △1（0）名      | 39.0歳 | 5.46年  |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## ２．会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 184,952,000株
- ② 発行済株式の総数 67,118,220株（自己株式131,809株を含む）
- ③ 株主数 5,134名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                                  | 持株数     | 持株比率   |
|------------------------------------------------------|---------|--------|
| 長谷川隆志                                                | 7,225千株 | 10.79% |
| 松井証券株式会社                                             | 2,908   | 4.34   |
| 森田浩章                                                 | 1,475   | 2.20   |
| SMBC日興証券株式会社                                         | 1,369   | 2.04   |
| 浅沼廣幸                                                 | 1,274   | 1.90   |
| 豊岡幸治                                                 | 991     | 1.48   |
| GMOクリック証券株式会社                                        | 859     | 1.28   |
| 松岡哲也                                                 | 825     | 1.23   |
| チェースマンハッタンバンク・ジーティーエス・クライアントアカウントエスクロウ               | 791     | 1.18   |
| バンク・オブ・ニューヨーク・ジェシー・エム・クライアント・ジェネラル・アドバイザー・アイエスジー（既述） | 718     | 1.07   |

（注）持株比率は自己株式（131,809株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当事業年度末において発行している新株予約権は次のとおりであります。

(1) 第3回新株予約権

|                                        |                                    |
|----------------------------------------|------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成28年10月17日                        |
| 新株予約権の数（個）                             | 6,940,000                          |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                               |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 6,940,000                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 72                                 |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成28年11月2日<br>至 平成30年11月1日       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円） | 発行価額 72<br>資本組入額 36                |
| 新株予約権の行使条件                             | 本新株予約権の一部行使はできない。                  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                            | 該当事項はありません。                        |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | 該当事項はありません。                        |

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。

(2) 第4回新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成28年10月17日                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の数（個）                             | 6,940,000                                                                                                                                                         |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 6,940,000                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 72                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成28年11月2日<br>至 平成30年11月1日                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円） | 発行価額 72<br>資本組入額 36                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使条件                             | 1. 本新株予約権の一部行使はできない。<br>2. 本新株予約権の総額買受契約において、当社があらかじめ割当先に通知することで、割当先が行使をできない期間（当該通知を行うことを「行使停止」といい、行使停止を指定する期間を「行使停止期間」という。）を定めることができる旨規定されており、行使停止期間中は行使してはならない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                                |
| 代用払込みに関する事項                            | 該当事項はありません。                                                                                                                                                       |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | 該当事項はありません。                                                                                                                                                       |

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。

(3) 第5回新株予約権（行使価額修正条項付き）

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                      | 平成29年12月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の数（個）※                | 7,500,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※      | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※ | 普通株式 7,500,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※         | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、177円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正<br/>行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整<br/>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新株予約権の行使時の払込金額（円）※</p> | <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新株予約権の行使時の払込金額（円）※</p> | <p>⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>① 1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | (7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 平成30年1月10日<br>至 平成30年7月5日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）※ | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額<br>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。<br>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金<br>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使条件※                             | 本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | 該当事項ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況等                                                          |
|------------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 森田 浩 章  | 医療関連事業部長                                                               |
| 取締役        | 佐々木 浩 司 | アミューズメント事業部長<br>コンテンツ事業部長                                              |
| 取締役        | 中 村 健 司 | 経営戦略室室長<br>アライアンス事業部長                                                  |
| 取締役        | 毛 利 努   | モリス・ストラテジー&デザイン・コンサルツ合同会社代表社員                                          |
| 取締役        | 阿久津 明   | GARDEN 株式会社代表取締役                                                       |
| 取締役（監査等委員） | 条 川 勲   | 常 勤                                                                    |
| 取締役（監査等委員） | 西 片 大   | 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役<br>税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員<br>山加電業株式会社社外監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 松 尾 慎 祐 | 株式会社アイ・エー・エスエス社外監査役<br>さくら共同法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社タチエス社外監査役             |

- (注) 1. 取締役阿久津明氏、取締役西片大氏及び取締役松尾慎祐氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員条川勲氏、監査等委員西片大氏及び監査等委員松尾慎祐氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員条川勲氏は、当社の内部監査室長として平成20年4月から平成24年3月まで勤務し、通算4年以上にわたり当社の決算手続ならびに財務諸表等の監査に関与しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査等委員西片大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査等委員松尾慎祐氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役西片大氏及び取締役松尾慎祐氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。



## ② 取締役の報酬等の総額

### イ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 支給人員      | 支給額                   |
|----------------------------|-----------|-----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 5名<br>（1） | 119,940千円<br>（12,600） |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3<br>（2）  | 21,120<br>（11,520）    |
| 合 計                        | 8         | 141,060               |

- （注） 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

### ロ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役阿久津明氏は、GARDEN株式会社代表取締役であります。なお、当社とGARDEN株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西片大氏は、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役及び税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員であります。なお、当社と株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング及び税理士法人グローバル・パートナーズとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松尾慎祐氏は、さくら共同法律事務所パートナー弁護士であります。なお、当社とさくら共同法律事務所との間には特別の関係はありません。

### ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）西片大氏は、山加電業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松尾慎祐氏は、株式会社アイ・エー・エスエス及び株式会社タチエスの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ハ 取締役会及び監査等委員会への出席状況

|                     | 取締役会<br>(15回開催) |       | 監査等委員会<br>(12回開催) |      |
|---------------------|-----------------|-------|-------------------|------|
|                     | 出席回数            | 出席率   | 出席回数              | 出席率  |
| 取締役<br>阿久津 明        | 12回             | 100%  | —                 | —    |
| 取締役(監査等委員)<br>西片 大  | 15回             | 100%  | 12回               | 100% |
| 取締役(監査等委員)<br>松尾 慎祐 | 14回             | 93.3% | 12回               | 100% |

取締役阿久津明氏は、平成29年6月29日に選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は12回となっております。

### ・取締役会、監査等委員会における発言状況

取締役阿久津明氏は、前職の経験を生かし経営全般における高度な知見幅広い人脈に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査等委員）西片大氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

取締役（監査等委員）松尾慎祐氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人元和

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人元和は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役を含む当社に属する者の全ては、法律と秩序を守り常に社会人としての倫理・規範意識の向上を図り、社内規程・規則の遵守を推進すべくコーポレート・ガバナンス行動基準を定め、これらコンプライアンス体制の監視・検証を行う機関として「コンプライアンス推進室」を設置して法令あるいは定款の違反を未然に防ぐ体制としております。

当社グループは、社内の不祥事、不正及び事故等について法令、就業規則等の社内規程及びコーポレート・ガバナンス行動基準通則に定める倫理規範に照らし違反若しくは違反する恐れを発見した場合の通報、事務処理及び通報者の人事上の取扱いを定めた内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を制定し、コンプライアンス推進室は匿名性の保証のもとに外部法律事務所と連携してこの対応にあたるものとしております。当社の内部通報制度は、役員・社員の不正等を通報によって摘発することを主目的とするものではなく、適正事務処理の推進、社会人としての倫理の向上及び不正等の抑止力とすることで、事業経営の健全化を推進することを第一の目的としています。

またコンプライアンス推進室が、取締役の法令・定款違反を確認したときは、取締役会への報告を要するものとしておりガバナンス体制の強化を図っております。

更に当社は、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することとしております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行の決定に係る情報の記録については、取締役会規程に従い議事録を作成し保管、管理するものとしており、その他の指示、命令、許可、承認、報告等を明らかにする全ての文書書類の作成及び保管管理は、文書取扱規程の定めによることとしております。また、これらの文書は取締役、内部監査室担当者は常時閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当者は各部門長と協議のうえリスクマネジメント基本方針、推進体制を決定し、代表取締役社長に報告しなければならないものとしております。

事故、事件、火災、災害などの全社的リスク管理については、総務部が行い、総務部は代表取締役社長及び担当取締役との連携を定期的に行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、8名の取締役によって構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し意思決定の迅速化と円滑化を図っております。

取締役会は、社内規程及び会社法等に定める事項の他、経営に係わる重要事項を決定するとともに、経営施策事項等の進捗状況及び実施結果の報告や経営上に派生する重要なあらゆる問題点の提起を受け、その問題点に対する改善策を決定する場としても機能しており、経営意思の決定が迅速且つ適正に行われるための機関として位置付けております。また、取締役会は、取締役に對し一部の業務執行の決定を委任して、取締役の職務の執行の監督機能を高めることとしております。また、取締役会の機能をより強化し経営の効率化と適正化の向上を推進し、経営課題の実務的な審議を行う会議体として取締役、内部監査室担当者、その他を構成員とする経営会議を設置しております。経営会議は、毎月1回以上開催し、取締役会決議の事前審議の場として機能させることで、取締役による経営の迅速且つ適正な意思決定を図り、且つ相互牽制の向上に寄与する体制としております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、限りない企業価値の創造と企業倫理の高揚を推進し、社会的責任を全うするための経営理念を「HEART=心」としております。この「HEART=心」には「心から」「心をこめて」「信頼・信用を大切にする精神」として、当社の思い、そして将来的な在るべき姿への思い、願いを込めております。この経営理念を達成するための基本的な活動方針として「コーポレート・ガバナンス行動基準通則」を制定し、職務執行時の活動ガイドラインとしており、コンプライアンス推進室はこの徹底を図るとともに日常業務の中心を為す使用人に対する社会倫理の高揚を図り、法令、定款はもとより規範の遵守を推進する教育指導体制を執り、不正、不祥事発生防止と、企業モラルの向上に積極的に取り組むこととしております。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、子会社の総務及び人事並びに経理及び財務の機能を当社の管理本部が担うことにより、当社の企業集団における業務の適正を確保することに努めております。

さらに取締役会で当社の管理本部が当社子会社の業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また当社内部監査室が当社子会社へのモニタリング、監査を強化することにより当社グループ全体における適正な業務の運営を推進して参ります。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、組織形態、組織総人員及び売上規模を勘案し、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しておりません。監査等委員会から監査等委員の補助業務のための監査等委員スタッフの求めがある場合は使用人を配置することとしており、その使用人の人選、異動時期及び期間、その他の人事については、監査等委員会と総務部が事前に協議を行うこととしております。また、監査等委員会は、その職務を補助すべき者として配置された使用人に対する指揮・命令権を有することとしております。

- ⑧ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、重要施策に対する意思の決定の過程、実施状況及び実施結果に対する妥当性、適正性及び公平性を把握するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会などの重要な会議へ出席すると共に稟議書及び各種申請書類等の職務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に質問、説明を求めることができることとしています。

監査等委員は会計監査人から監査方針、監査重点項目、監査スケジュール等について事前に提示を受けるほか途中経過報告や指摘事項、要改善事項等の結果報告を受け、対処等についての協議を行っております。一方、監査等委員は内部監査室が実施する社内監査については、内部監査の実施計画、監査の実施、監査結果の内容検討及び改善事項の処理の確認等についての相互確認を行いながら共同して内部監査を実行することとしております。

なお、監査等委員会が実施する監査については、取締役の職務執行に係ることであることを勘案し、監査等委員会規程に基づいて実施しております。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員が代表取締役、取締役、内部監査室担当者、監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会の確保を保証しており、監査等委員は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況について

取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は12回、経営会議は15回開催いたしました。

② 監査等委員会について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部統制監査について

内部統制委員会は、所定の監査計画に基づき、当社の各部門の内部統制監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する体制

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針といたします。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

しかしながら、当事業年度の期末配当につきましては、繰越損失の解消に至らないため、誠に遺憾ながら見送らせていただきたく存じます。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------------|------------|---------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)     |            |
| 流 動 資 産         | 2,181,325  | 流 動 負 債       | 1,052,841  |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,882,522  | 買 掛 金         | 3,384      |
| 売 掛 金           | 7,822      | 社 債           | 800,000    |
| 商 品 及 び 製 品     | 861        | 未 払 法 人 税 等   | 20,664     |
| 前 渡 金           | 270,000    | 前 受 金         | 108,810    |
| そ の 他           | 20,119     | そ の 他         | 119,981    |
| 固 定 資 産         | 110,325    |               |            |
| 有 形 固 定 資 産     | 15,730     | 固 定 負 債       | 88,410     |
| 車 両 運 搬 具       | 15,064     | 長 期 預 り 保 証 金 | 88,410     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 665        |               |            |
| 無 形 固 定 資 産     | 204        | 負 債 合 計       | 1,141,251  |
| そ の 他           | 204        | (純 資 産 の 部)   |            |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 94,390     | 株 主 資 本       | 1,122,679  |
| 長 期 貸 付 金       | 1,434,012  | 資 本 金         | 4,000,171  |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 114,673    | 資 本 剰 余 金     | 3,050,552  |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 344,202    | 利 益 剰 余 金     | △5,857,970 |
| 長 期 未 収 入 金     | 275,416    | 自 己 株 式       | △70,074    |
| そ の 他           | 187        | 新 株 予 約 権     | 23,087     |
| 貸 倒 引 当 金       | △2,074,102 | 非 支 配 株 主 持 分 | 4,633      |
| 資 産 合 計         | 2,291,651  | 純 資 産 合 計     | 1,150,400  |
|                 |            | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,291,651  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

〔 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 147,007   |
| 売 上 原 価                       |         | 217,696   |
| 売 上 総 損 失                     |         | 70,689    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 724,742   |
| 営 業 損 失                       |         | 795,431   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 19      |           |
| そ の 他                         | 4,306   | 4,326     |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 52      |           |
| 社 債 利 息                       | 2,589   |           |
| 株 式 交 付 費                     | 22,819  |           |
| そ の 他                         | 2,634   | 28,095    |
| 経 常 損 失                       |         | 819,201   |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 減 損 損 失                       | 185,685 | 185,685   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |         | 1,004,886 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |         | 2,430     |
| 当 期 純 損 失                     |         | 1,007,317 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 166       |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 1,007,150 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔 平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで 〕

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|----------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                            | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                  | 3,568,096 | 2,618,477 | △4,850,819 | △69,765 | 1,265,988  |
| 連結会計年度中の変動額                |           |           |            |         |            |
| 新 株 の 発 行                  | 432,075   | 432,075   |            |         | 864,150    |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純損失   |           |           | △1,007,150 |         | △1,007,150 |
| 自 己 株 式 の 取 得              |           |           |            | △308    | △308       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) |           |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計              | 432,075   | 432,075   | △1,007,150 | △308    | △143,309   |
| 当 期 末 残 高                  | 4,000,171 | 3,050,552 | △5,857,970 | △70,074 | 1,122,679  |

|                            | 新株予約権  | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計      |
|----------------------------|--------|-------------|------------|
| 当 期 首 残 高                  | 15,962 | —           | 1,281,950  |
| 連結会計年度中の変動額                |        |             |            |
| 新 株 の 発 行                  |        |             | 864,150    |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純損失   |        |             | △1,007,150 |
| 自 己 株 式 の 取 得              |        |             | △308       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) | 7,125  | 4,633       | 11,758     |
| 連結会計年度中の変動額合計              | 7,125  | 4,633       | △131,550   |
| 当 期 末 残 高                  | 23,087 | 4,633       | 1,150,400  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社JBプランニング 株式会社ヴィデビムス

### 2. 連結の範囲の変更に関する事項

当社は、株式会社ヴィデビムスを平成29年11月に新たに設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社JBプランニングは、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

### 4. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
工具、器具及び備品 3～10年  
車両運搬具 5年
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。

#### (3) 重要な繰延資産の処理方法

##### ①株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) のれんの償却方法及び償却期間

3年間の定額法により償却しております。

#### (6) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更等に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

28,327千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 60,118千株      | 7,000千株      | —            | 67,118千株     |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株式発行による増加 7,000千株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる普通株式数は21,380,000株になります。

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行に必要な資金を自己資金及び社債発行により賄っており、銀行等金融機関からの借入は行っておりません。一時的な余剰資金については、短期的な銀行預金に限定して運用を行っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金については当社事務所の賃貸に係るものと営業取引に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等はそのすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。社債は、医療関連事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後1年以内であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各事業部及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち47.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-----------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金      | 1,882,522          | 1,882,522 | —       |
| (2) 売掛金         | 7,822              | 7,822     | —       |
| (3) 長期貸付金       | 1,434,012          |           |         |
| 貸倒引当金（＊1）       | △1,434,012         |           |         |
|                 | —                  | —         | —       |
| (4) 破産更生債権等     | 114,673            |           |         |
| 貸倒引当金（＊1）       | △114,673           |           |         |
|                 | —                  | —         | —       |
| (5) 敷金及び保証金（＊2） | 250,935            |           |         |
| 貸倒引当金（＊1）       | △250,000           |           |         |
|                 | 935                | 782       | △152    |
| (6) 長期未収入金      | 275,416            |           |         |
| 貸倒引当金（＊1）       | △275,416           |           |         |
|                 | —                  | —         | —       |
| 資産計             | 1,891,280          | 1,891,127 | △152    |
| (1) 買掛金         | 3,384              | 3,384     | —       |
| (2) 未払法人税等      | 20,664             | 20,664    | —       |
| (3) 社債          | 800,000            | 800,000   | —       |
| 負債計             | 824,049            | 824,049   | —       |

（＊1）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊2）見合いの長期預り保証金を差し引いた後の純額で表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 破産更生債権等、(6) 長期未収入金

これらは貸倒懸念債権等であるため、先方の財務内容・事業の回収見込額等を勘案し、個別に全額引当金計上を行っております。

(5) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回り等適切な指標により割引いて算定しております。短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、敷金及び保証金のうち回収が見込めないと認められる金額の未償却残高については、上表には含めておりません。

また貸倒懸念債権については先方の財務内容・事業の回収見込額等を勘案し、個別に全額引当金計上を行っているため時価の把握を省略しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,882,522    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 7,822        | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | —            | —                   | —                    | 935          |
| 合 計     | 1,890,345    | —                   | —                    | 935          |

(注) 長期貸付金、破産更生債権等、長期未収入金、敷金及び保証金の一部につきましては回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

4. 社債の連結決算日後の返済予定額

|    | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 社債 | 800,000      | —               | —               | —               | —               | —           |

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 16円76銭

(2) 1株当たり当期純損失 16円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、EVO FUNDを割当先とする第5回新株予約権の行使により、当連結会計年度末日後、現時点までの間に総額735,000千円の資金調達を行っております（これに伴い交付された普通株式数は7,500,000株となっております）。この結果、現時点において第5回新株予約権はその全ての行使が完了しております。

他方、当該割当先に対して発行した無担保社債（私募債）については、当連結会計年度末日後、現時点までの間に総額800,000千円の償還が行われております。この結果、現時点において当該社債の全ての償還が完了しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月23日

株式会社Nuts

取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

|         |       |         |   |
|---------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 加 藤 由 久 | Ⓔ |
| 業務執行社員  |       |         |   |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 塩 野 治 夫 | Ⓔ |
| 業務執行社員  |       |         |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Nutsの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。



当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及Nuts及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度末日後、現時点までの間に、EVO FUNDを割当先とする第5回新株予約権はその全ての行使が完了し、他方、当該割当先に対して発行した無担保社債（私募債）の全ての償還が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|---------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)     |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産       | 2,167,259  | 流 動 負 債         | 1,047,808  |
| 現 金 及 び 預 金   | 1,860,562  | 買 掛 金           | 3,384      |
| 売 掛 金         | 7,822      | 社 債             | 800,000    |
| 商 品 及 び 製 品   | 861        | 未 払 金           | 81,034     |
| 前 渡 金         | 270,000    | 未 払 費 用         | 2,765      |
| 前 払 費 用       | 6,286      | 未 払 法 人 税 等     | 19,455     |
| 関係会社短期貸付金     | 8,100      | 前 受 金           | 108,810    |
| そ の 他         | 13,627     | 預 り 金           | 32,358     |
| 固 定 資 産       | 114,570    |                 |            |
| 有 形 固 定 資 産   | 8,465      | 固 定 負 債         | 88,410     |
| 車 両 運 搬 具     | 7,800      | 長 期 預 り 保 証 金   | 88,410     |
| 工具、器具及び備品     | 665        |                 |            |
|               |            | 負 債 合 計         | 1,136,218  |
| 無 形 固 定 資 産   | 204        | (純 資 産 の 部)     |            |
| 商 標 権         | 204        | 株 主 資 本         | 1,122,524  |
|               |            | 資 本 金           | 4,000,171  |
| 投資その他の資産      | 105,899    | 資 本 剰 余 金       | 3,050,552  |
| 関 係 会 社 株 式   | 6,200      | 資 本 準 備 金       | 3,050,552  |
| 出 資 金         | 48         | 利 益 剰 余 金       | △5,858,125 |
| 長 期 貸 付 金     | 1,434,012  | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △5,858,125 |
| 破 産 更 生 債 権 等 | 114,673    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △5,858,125 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 344,251    | 自 己 株 式         | △70,074    |
| 長 期 未 収 入 金   | 275,416    | 新 株 予 約 権       | 23,087     |
| 関係会社長期貸付金     | 5,400      |                 |            |
| 貸 倒 引 当 金     | △2,074,102 | 純 資 産 合 計       | 1,145,611  |
| 資 産 合 計       | 2,281,829  | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,281,829  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額     |           |
|------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                  |         | 146,332   |
| 売 上 原 価                |         | 217,696   |
| 売 上 総 損 失              |         | 71,364    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |         | 727,181   |
| 営 業 損 失                |         | 798,545   |
| 営 業 外 収 益              |         |           |
| 受 取 利 息                | 255     |           |
| そ の 他                  | 277     | 533       |
| 営 業 外 費 用              |         |           |
| 社 債 利 息                | 2,589   |           |
| 株 式 交 付 費              | 22,819  |           |
| そ の 他                  | 2,634   | 28,042    |
| 経 常 損 失                |         | 826,055   |
| 特 別 損 失                |         |           |
| 減 損 損 失                | 180,041 | 180,041   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失        |         | 1,006,096 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 1,210     |
| 当 期 純 損 失              |         | 1,007,306 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで 〕

(単位：千円)

|                      | 株 主 資 本   |           |              |                                    |              |         |                |
|----------------------|-----------|-----------|--------------|------------------------------------|--------------|---------|----------------|
|                      | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                          |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                      |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当 期 首 残 高            | 3,568,096 | 2,618,477 | 2,618,477    | △4,850,819                         | △4,850,819   | △69,765 | 1,265,988      |
| 事業年度中の変動額            |           |           |              |                                    |              |         |                |
| 新 株 の 発 行            | 432,075   | 432,075   | 432,075      | —                                  | —            | —       | 864,150        |
| 当期純損失 (△)            | —         | —         | —            | △1,007,306                         | △1,007,306   | —       | △1,007,306     |
| 自 己 株 式 の 取 得        | —         | —         | —            | —                                  | —            | △308    | △308           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |           |           |              |                                    |              |         |                |
| 事業年度中の変動額合計          | 432,075   | 432,075   | 432,075      | △1,007,306                         | △1,007,306   | △308    | △143,464       |
| 当 期 末 残 高            | 4,000,171 | 3,050,552 | 3,050,552    | △5,858,125                         | △5,858,125   | △70,074 | 1,122,524      |

|                      | 新株予約権  | 純 資 産 合 計  |
|----------------------|--------|------------|
| 当 期 首 残 高            | 15,962 | 1,281,950  |
| 事業年度中の変動額            |        |            |
| 新 株 の 発 行            | —      | 864,150    |
| 当期純損失 (△)            | —      | △1,007,306 |
| 自己株式の取得              | —      | △308       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 7,125  | 7,125      |
| 事業年度中の変動額合計          | 7,125  | △136,339   |
| 当 期 末 残 高            | 23,087 | 1,145,611  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～10年

車両運搬具 5年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

#### (4) 重要な繰延資産の処理方法

##### ①株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,610千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 238千円

### 3. 損益計算書に関する注記

|                    |       |          |
|--------------------|-------|----------|
| 関係会社に対する営業取引に係る取引高 | 支払手数料 | 54,814千円 |
| 関係会社に対する営業取引以外の取引高 | 受取利息  | 235千円    |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 130千株       | 1千株        | —          | 131千株      |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産       |    | (千円)       |
|--------------|----|------------|
| 未払事業税否認額     |    | 5,583      |
| 減価償却超過額      |    | 29,907     |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 |    | 634,675    |
| 繰越欠損金        |    | 610,138    |
| 減損損失否認       |    | 55,674     |
| 差入保証金償却否認    |    | 43         |
| その他          |    | 208        |
| 繰延税金資産       | 小計 | 1,336,231  |
| 評価性引当金       |    | △1,336,231 |
| 繰延税金資産       | 合計 | —          |
| 繰延税金資産の純額    |    | —          |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び主要株主等

(単位：千円)

| 種類                         | 会社等の名称  | 所在地   | 資本金    | 事業の内容     | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容  | 取引金額   | 科目  | 期末残高  |
|----------------------------|---------|-------|--------|-----------|------------------------|----------------|--------|--------|-----|-------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社シップ | 東京都港区 | 10,000 | マーケティング事業 | —                      | 事務所の賃借<br>業務委託 | 賃料の支払等 | 33,000 | 未払金 | —     |
|                            |         |       |        |           |                        |                | 業務委託   | 6,000  | 未払金 | 1,080 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。

2. 株式会社シップは、当社代表森田浩章及びその近親者が議決権の100%を直接保有しています。

3. 上記の取引条件につきましては、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地   | 資本金   | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係    | 取引の内容  | 取引金額   | 科目        | 期末残高  |
|-----|--------------|-------|-------|---------|------------------------|--------------|--------|--------|-----------|-------|
| 子会社 | 株式会社JBプランニング | 東京都港区 | 1,000 | コンテンツ事業 | 直接<br>100.0%           | 業務委託<br>資金貸付 | 支払手数料  | 54,814 | —         | —     |
|     |              |       |       |         |                        |              | 資金の貸付  | 12,000 | 関係会社短期貸付金 | 8,100 |
|     |              |       |       |         |                        |              | 貸付金の回収 | △3,000 | 関係会社長期貸付金 | 5,400 |
|     |              |       |       |         |                        |              | 受取利息   | 235    | 未収入金      | 238   |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。

2. 上記子会社に対する支払手数料は主にコンテンツ事業に係る費用であり、これは業務内容及び業務量を勘案し契約により取引条件を決定しております。

3. 上記子会社に対する資金の貸付及び利息の受取りについては、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。なお担保の提供は受けておりません。利息については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 16円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 16円56銭 |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、EVO FUNDを割当先とする第5回新株予約権の行使により、当事業年度末日後、現時点までの間に総額735,000千円の資金調達を行っております（これに伴い交付された普通株式数は7,500,000株となっております）。この結果、現時点において第5回新株予約権はその全ての行使が完了しております。

他方、当該割当先に対して発行した無担保社債（私募債）については、当事業年度末日後、現時点までの間に総額800,000千円の償還が行われております。この結果、現時点において当該社債の全ての償還が完了しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社Nuts

取締役会 御中

監査法人 元和

|         |       |         |   |
|---------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 加 藤 由 久 | 印 |
| 業務執行社員  |       |         |   |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 塩 野 治 夫 | 印 |
| 業務執行社員  |       |         |   |

当監査法人は、会社法第436条 第2項 第1号の規定に基づき、株式会社Nutsの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。



当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当事業年度末日後、現時点までの間に、EVO FUNDを割当先とする第5回新株予約権はその全ての行使が完了し、他方、当該割当先に対して発行した無担保社債（私募債）の全ての償還が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思の疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株 式 会 社 Nuts 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 条 川 勲 (印)

社外監査等委員 西 片 大 (印)

社外監査等委員 松 尾 慎 祐 (印)

(注) 監査等委員 西片大氏並びに松尾慎祐氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数                              |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1          | モ リ タ ヒ ロ ア キ<br>森 田 浩 章<br>(昭和44年5月23日生) | 平成元年5月 株式会社ティーンズネットワークシップ<br>設立（平成19年株式会社シップに商号<br>変更）<br>平成10年12月 株式会社ガッツエンターテイメント設立<br>平成17年2月 株式会社 S.G.S. ORIGINAL 設立<br>平成22年5月 株式会社キックス設立<br>平成28年1月 当社入社<br>平成28年2月 当社経営戦略室室長<br>平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成29年11月 当社医療関連事業部長（現任） | (株)<br><br><br><br><br><br><br>1,475,000 |
| 2          | サ サ キ コ ウ ジ<br>佐々木 浩 司<br>(昭和36年3月28日生)   | 平成5年4月 株式会社エスエヌケイ入社<br>平成12年11月 株式会社ジャパンアミューズメントエー<br>ジェンシー入社<br>平成14年6月 同社営業部長<br>平成15年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社アミューズメント事業本部長<br>平成26年6月 当社取締役アミューズメント事業部長兼<br>コンテンツ事業部長（現任）                                                               | <br><br><br><br><br><br><br>1,000        |
| 3          | ナ カ ム ラ ケ ン ジ<br>中 村 健 司<br>(昭和40年9月27日生) | 昭和60年4月 大阪レジャー開発株式会社入社<br>平成3年4月 株式会社アンシャンテ設立 代表取締役<br>平成13年8月 株式会社Power M設立 代表取締役<br>平成28年11月 当社入社<br>当社経営戦略室副室長<br>平成29年6月 当社取締役経営戦略室室長（現任）<br>平成29年11月 当社アライアンス事業部長（現任）                                                              | <br><br><br><br><br><br><br>—            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数                  |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 4          | モウリツトム<br>毛 利 努<br>(昭和46年11月25日生)      | 平成7年4月 株式会社日本ブレーンセンター(現:エン・ジャパン株式会社)入社<br>平成14年4月 株式会社マーケティングリソースセンター(現:エクスペリアンジャパン株式会社)入社 同社社長室室長<br>平成28年3月 当社入社 当社経営戦略室副室長<br>平成28年6月 当社経営戦略室室長<br>平成29年6月 当社取締役(現任)<br>平成29年7月 モーリス・ストラテジー&デザイン・コンサルティング合同会社設立代表社員(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>モーリス・ストラテジー&デザイン・コンサルティング合同会社 代表社員                                                    | (株)<br><br><br><br><br><br>— |
| 5          | ア ク ツ ア キ ラ<br>阿 久 津 明<br>(昭和41年5月8日生) | 平成7年8月 株式会社ホワイト・アトラス(現:エイベックス・マネジメント株式会社)入社<br>平成14年6月 株式会社アクシヴ(現:エイベックス・マネジメント株式会社)取締役<br>平成16年9月 エイベックス株式会社(現:エイベックス・エンタテインメント株式会社)取締役<br>平成25年10月 エイベックス・ヴァンガード株式会社(現:エイベックス・マネジメント株式会社)代表取締役社長<br>平成29年4月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 顧問<br>平成29年6月 当社取締役(現任)<br>平成29年8月 GARDEN株式会社設立代表取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>GARDEN株式会社 代表取締役 | —                            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、阿久津明氏は社外取締役候補者であります。
3. 阿久津明氏につきましては、平成29年3月まで当社の特定関係事業者(主要な取引先)であったエイベックス・ヴァンガード株式会社において代表取締役を歴任しており、経営全般における高度な知見と幅広い人脈を当社の経営に活かしてもらうことなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏は、GARDEN株式会社代表取締役であります。当社とGARDEN株式会社との間には特別の関係はありません。
4. 阿久津明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役の阿久津明氏と責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法 第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役西片大氏及び松尾慎祐氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数                                  |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1          | ニ シ カ タ ダ イ<br>西 片 大<br>(昭和44年11月6日生)    | 平成5年3月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所<br>平成6年12月 公認会計士登録<br>平成15年7月 株式会社パートナーズ・コンサルティング入社<br>平成17年1月 税理士登録<br>平成20年4月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役（現任）<br>平成20年5月 パートナーズ総合税理士法人（現税理士法人グローバル・パートナーズ）代表社員（現任）<br>平成20年12月 山加電業株式会社社外監査役（現任）<br>平成28年2月 当社取締役（監査等委員）（仮取締役）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役<br>税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員<br>山加電業株式会社社外監査役 | (株)<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>— |
| 2          | マ ツ オ シ シ ヌ ケ<br>松 尾 慎 祐<br>(昭和45年8月4日生) | 平成9年4月 東京弁護士会登録<br>さくら共同法律事務所入所<br>平成17年3月 株式会社アイ・エー・エスエス社外監査役（現任）<br>平成18年6月 さくら共同法律事務所パートナー（現任）<br>平成23年6月 株式会社タチエス社外監査役（現任）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社アイ・エー・エスエス社外監査役<br>さくら共同法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社タチエス社外監査役                                                                                                                                                | <br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>—    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 西片大氏及び松尾慎祐氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

西片大氏につきましては、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の経営体制の強化に活かしていただけるものと判断からであります。

松尾慎祐氏につきましては、弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営体制の強化に活かしていただけるものと判断からであります。

(2) 社外取締役候補者の独立性について

① 西片大氏及び松尾慎祐氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

② 西片大氏及び松尾慎祐氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

③ 西片大氏及び松尾慎祐氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

④ 松尾慎祐氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

⑤ 西片大氏及び松尾慎祐氏は、当社の親会社等であり、又は過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。

(3) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について

西片大氏につきましては、公認会計士として会社財務・会計に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

松尾慎祐氏につきましては、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4. 西片大氏及び松尾慎祐氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）ですが、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、監査等委員である取締役の西片大氏及び松尾慎祐氏と責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は、西片大氏及び松尾慎祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、当社は引き続き独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。

以 上

## [インターネットによる議決権行使について]

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことのみによって可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

- (1) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (2) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用フリーダイヤル  
お問い合わせ先：0120-652-031（受付時間9：00～21：00）

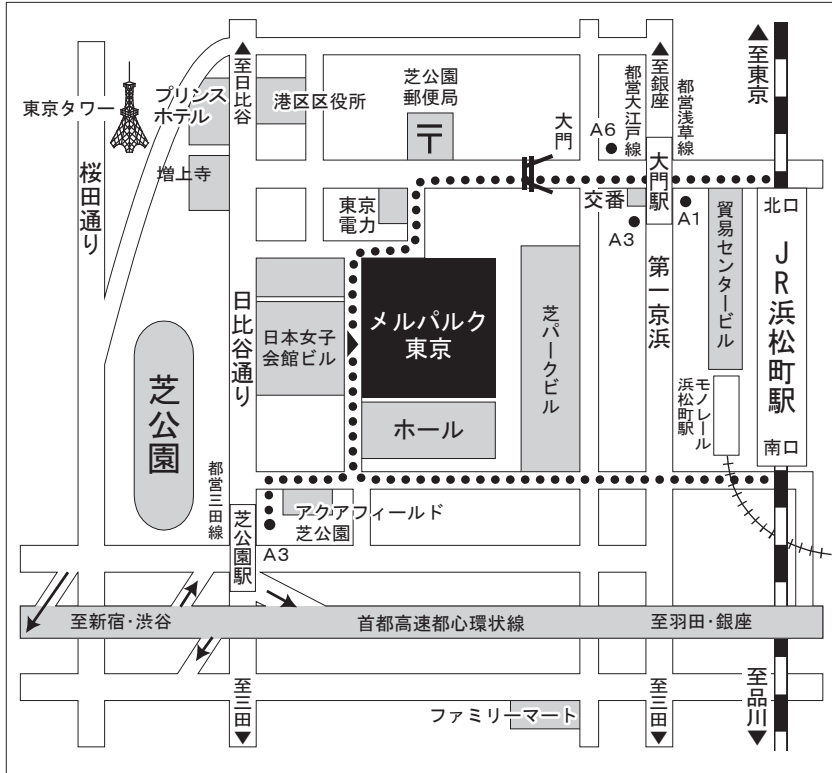


This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都港区芝公園二丁目 5 番 20 号  
メルパルク東京 3 階 百合



### (交 通) ① J R

浜松町駅（北口）又は（南口）S 5 階段「金杉橋方面」から徒歩 8 分

### ② モノレール

浜松町駅（北口）から徒歩 8 分

### ③ 地下鉄

芝公園駅（都営三田線「東急目黒線乗入」）A 3 出口から徒歩 2 分

大門駅（都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線）

A 3 出口から徒歩 4 分

A 6 出口から徒歩 4 分

A 1 出口から徒歩 5 分